

【兵庫県】（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、豊岡市及び丹波篠山市 以外
※電車車体広告物を除く）

以下のもの以外については、各自治体において規定

広告物の区分	手数料	許可期間
電車車体広告物 (県許可)	1 両につき 3,000円	1 年以内

【神戸市】

種類	手数料		許可期間
ポスター又ははり紙	100枚までごとに	200円	1ヶ月以内
はり札	100枚までごとに 0. 1㎡以内のもの 0. 1㎡を超えるもの	400円 800円	2ヶ月以内
地上広告物	1個につき		3年以内
屋上広告物	面積5㎡以内のもの 1,000円		
壁面利用広告物			
突出広告物	面積5㎡を超えるものは、5㎡までごとに、1,000円を加算する。		
アーチ型広告物			
電柱広告、街灯柱利用広告物、標識利用広告物、その他これらに類するもの	1個	400円	1年以内
車体利用広告 (電車、自動車等)	1台(両)につき5㎡ごとに	400円 (上限2,000円)	1年以内
立看板、アドバルーン、幕類	1個	400円	2ヶ月以内
その他のもの	1個	400円	1年以内

【姫路市】

広告物の区分	単位	手数料
看板、広告板、広告塔	1 件につき 面積 5 m ² までごとににつき	1,000円
アーチ利用広告物	1 基につき	4,000円
アーケード利用広告物	1 個につき	300円
電柱・街灯利用広告物	1 個につき	300円
標識利用広告物	1 個につき	300円
自動車の車体利用広告物 (側部にあつては 3 m ² 以下、後部にあつては 1 m ² 以下に限り宣伝車を除く)	1 個につき	300円
宣伝車及び 6. の項に掲げる広告物以外の自動車の車体利用広告物	1 台につき	2,000円
電車の車体利用広告物	1 両につき	3,000円
広告幕	1 枚につき	300円
アドバルーン	1 個につき	800円
のぼり、旗	1 個につき	300円
立看板	1 個につき	300円
はり紙、はり札	1 0 0 枚までごとににつき	300円
その他の広告物	1 枚、1 基又は 1 個につき	300円

【尼崎市】

広告物の区分	単位	手数料	備考
はり紙・はり札	100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
5 m ² 未満のもの	1枚又は 1 基につき	1,000円	
5 m ² 以上 1 0 m ² 未満のもの	1枚又は 1 基につき	2,000円	

看板並びに広告板及び広告塔によるもの	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	印刷したフィルムを車体にはり付ける場合及び同一車体に7個以上掲出するとき又は1個の表示面積が3㎡を超えるもの	1台につき	2,000円	
	上記以外のもの	1個につき	300円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【明石市】

広告物の区分		単位	手数料	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。
看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	3㎡以下のもの	1個につき	300円 ただし、車1台につき合計金額が2,000円を超える場合は、2,000円とする。	
	3㎡を超えるもの	車1台につき	2,000円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【西宮市】

広告物の区分		単位	手数料	備考
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき又は100枚に満たない端数があるときは、これを100枚とする。

看板並びに広告板及び広告塔によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサインその他電飾設備を有するものを含む。
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円	
	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。ただし、15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに、1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		1基につき	4,000円	
宣伝車		1台につき	2,000円	
アドバルーン		1個につき	800円	
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円	
標識利用広告物		1個につき	300円	
車体利用広告物	印刷したフィルムを車体にはり付ける場合でその表示面積が3㎡を超えるもの	1台につき	2,000円	
	上記以外のもの	1個につき	300円	
広告幕		1枚につき	300円	
立看板		1個につき	300円	
広告旗		1個につき	300円	
その他の広告物		1枚、1基又は1個につき	300円	

【芦屋市】

広告物の区分	手数料	許可期間
看板、広告板、広告塔、アーケード利用によるもの	・ 5㎡未満のもの1枚又は1基につき	2年以内
	・ 5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき	
	・ 10㎡以上のもの1枚又は1基につき	
	ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		4,000円
宣伝車		2,000円
電柱・街灯利用広告物		300円
バス停留所標識利用広告物		300円
車体利用広告物	3㎡以下	1年以内
	合計が2,000円を超える場合1台につき	
	3㎡超	
	ラッピングバス	
広告幕		300円
のぼり・広告旗		300円
はり紙・はり札	100枚につき	300円
	※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする	
立看板		300円
その他の広告物		300円

※屋外広告士などの有資格者が管理者として設置され、適切に管理を行う場合、上記の許可期間に1年を加えること

【豊岡市】

広告物の区分	手数料	許可期間
看板、広告板、広告塔によるもの	・ 5㎡未満のもの1枚又は1基につき	2年以内
	・ 5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき	
	・ 10㎡以上のもの1枚又は1基につき	
	ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの		4,000円
宣伝車		2,000円
電柱・街灯利用広告物		300円
標識利用広告物		300円
車体利用広告物		300円
アドバルーン		800円

広告幕	1枚につき	300円	30日以内
のぼり・旗	1個につき	300円	
はり紙・はり札	100枚につき ※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする	300円	
立看板	1個につき	300円	
その他の広告物	1枚（基、個）につき	300円	

【丹波篠山市】

広告物の区分	手数料	許可期間
看板、広告板、広告塔によるもの	・ 5㎡未満のもの1枚又は1基につき	2年以内
	・ 5㎡以上10㎡未満のもの1枚又は1基につき	
	・ 10㎡以上のもの1枚又は1基につき	
	ただし、15㎡を超えるものは3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする。	
アーチによるもの	1基につき	1年以内
宣伝車	1台につき	
電柱・街灯利用広告物	1個につき	
標識利用広告物	1個につき	
車体利用広告物	1個につき	
アドバルーン	1個につき	3月以内
広告幕	1枚につき	
のぼり・旗	1個につき	
はり紙・はり札	100枚につき ※100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときは、100枚とする	
立看板	1個につき	
その他の広告物	1枚（基、個）につき	